

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
		(新規)
3907.61 又は 3907.69	<p><u>1. ポリ(エチレンテレフタレート)</u></p> <p><u>第 3907.61 号の「粘度数が 1 グラムにつき 78 ミリリットル以上のもの」又は第 3907.69 号の「その他のもの」の粘度数は、関税率表解説第 39.07 項(5)(c)に記載する「ISO 規格 1628-5」を翻訳した、日本産業規格 K7367-5 に定める方法に従って測定した粘度数 (ml/g) をいう。粘度数の測定に使用する溶媒は、日本産業規格 K7367-5 6.1.2 に定める溶媒のうち、フェノールと 1, 2-ジクロロベンゼンの混合溶媒（混合比 50 : 50）とする。</u></p>	